

～大法人の電子申告義務化について～

平成 30 年度税制改正により制定された大法人の電子申告義務化について今回はご紹介いたします。

1. 対象税目及び対象法人

(1) 対象税目

法人税及び地方法人税、消費税及び地方消費税
 法人住民税及び法人事業税

(2) 対象法人

内国法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人その他一定の法人とされており、下図のようになっております。

法人区分		法人税等	消費税等		
内 国 法 人	普通法人	株式会社等 資本金の額等1億円超	○	○	
		株式会社等 資本金の額等1億円以下	×	×	
		受託法人（法人課税信託）	×	×	
		相互会社	○	○	
		投資法人	○	○	
	特定目的会社	○	○		
	公共法人	国・地方公共団体	-	○	
		国・地方公共団体以外	資本金の額等1億円超	-	○
			資本金の額等1億円以下	-	×
	公益法人等	資本金の額等1億円超	○	○	
資本金の額等1億円以下		×	×		
協同組合等	資本金の額等1億円超	○	○		
	資本金の額等1億円以下	×	×		
人格のない社団等		×	×		

出典：国税庁ウェブサイト

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/taisho_ichiran.pdf

資本金の額等の判定は、事業年度開始の日で行うこととなっており、期中で減資等により、その資本金の額等が 1 億円以下となった場合においても、電子申告の義務があります。

義務化の対象となる法人は、その対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から 1 ヶ月以内に、所轄税務署長に対して、「**e-Tax** による申告の特例に係る届出書」を提出する義務があります。

また、2020 年 4 月 1 日以後に義務化の対象となる法人のそれぞれの提出期限は以下のとおりです。

- ①2020 年 4 月 1 日以後に増資により資本金が 1 億円を超える場合
 増資の日から 1 ヶ月以内
- ②新規設立法人で、義務化の対象である場合
 設立の日から 2 ヶ月以内

- ③消費税の免税事業者から課税事業者になる場合
課税事業者となる課税期間開始の日から1ヶ月以内

外国法人については、今のところ義務化の対象外となっております。

2. 対象手続き等

(1) 対象手続

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書

(注) 更正の請求などは、義務化の対象に含まれていないため、従来どおり、書面での提出が認められます。

(2) 対象書類

申告書及び申告書に添付すべきこととされている書類全て

例) 財務諸表、勘定科目内訳明細書又は消費税の申告書付表など

なお、法人事業税の外形標準課税対象法人は、貸借対照表及び損益計算書を申告書に添付する必要がありますが、上記財務諸表を e-Tax により提出した場合、法人事業税の申告において貸借対照表及び損益計算書の添付があったものとみなされることとなっています。

(3) 適用時期

2020年（令和2年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用されます。

3. 例外規定

災害その他の理由によって、e-Tax により法定申告期限までに申告書等を提出することが困難であると認められる場合、「e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、事前の承認を得ることにより、書面により提出することが可能となっています。

当該申請書については、当該申請書に記載した指定を受けようとする期間の開始の日までに承認（却下）の通知がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。

災害等については、以下のような場合が該当します。

①自然災害・サイバー攻撃・停電等により、企業内のインターネット環境に障害が発生しており、オンライン手続きができない場合

②経営成績の悪化（経営破綻）等により、インターネットの利用契約を解除した場合

この場合、下記のような書面を提示する必要があります。

①送信が不能となっていることが分かる画面コピー等

②所轄税務署に提出した届出書等で休業(清算)中等の事実が分かる書類の写し及びインターネット契約の解除関係書類等

単に保有している申告作成ソフトが電子申告に対応していないといった場合等は、上記の特例は適用されないためご注意ください。

そのため、対応していない別表については、国税庁が提供している e-Tax ソフトを使用して、作成することになります。

なお、電子申告の義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となりますので、ご注意ください。

4. ファイル形式

従来、申告書についてはXBRL形式、勘定科目内訳明細書はXML形式のみ認められていましたが、それらの一部についてCSV形式での提出が認められることとなりました。

告示の該当条項		電子申告の義務化対象法人以外に適用			電子申告の義務化対象法人に適用						
		1項			2項		3項		4項		
オン化省令の該当条項		オン化省令			法人税法		地方法人税法		消費税法		
根 拠 規 定											
申 請 等		1号	XML形式		1号	XML形式		1号	XML形式	1号	XML形式
添 付 書 面 等	財 務 諸 表	2号	XBRL形式	CSV形式 (※)	2号	XBRL形式	CSV形式				
	勘定科目内訳明細書	3号 (イ～ニ)	XML形式	CSV形式	3号	XML形式	CSV形式				
	法人税申告別表 (明細記載を要する部分)	3号 (ホ)	XML形式	CSV形式	3号	XML形式	CSV形式				
	上 記 以 外	4号	XML形式		4号	XML形式		2号	XML形式	2号	XML形式
イメーadata方式		5号	PDF形式		5号	PDF形式		3号	PDF形式	3号	PDF形式
適 用 開 始 日		平成31年4月1日 (※)令和2年4月1日			令和2年4月1日						

(注) 1 「オン化省令」とは、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第71号)をいいます。
 2 上記の添付書面等の取扱いは、光ディスク等により提出する場合についても同様とします。

出典：国税庁ウェブサイト

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/14go_ichiran.pdf

勘定科目内訳明細書や別表の明細部分についてのCSV形式の雛形は下記に公開されておりますので、参考にしてください。

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/csv_jyoho2.htm

財務諸表については、国税庁で新たに勘定科目コードを策定し、貸借対照表及び損益計算書について暫定版が公表されております。その他の株主資本等変動計算書等については、2019年中に公表される予定となっております。

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/csv_jyoho3.htm

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>